

平成28年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録

日時：平成28年6月30日（木）午後2時

場所：府中市役所北庁舎3階 第3会議室

出席者：（敬称略）

<委員>

高木憲司、杉本豊和、岩村聡子、下條輝雄、鈴木卓郎、真鍋美一、
山本博美、古寺久仁子、桑田利重、河井文、田中清美、荒畑正子、
中坪良子

<事務局>

障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐、障害者福祉課給付係長、
地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐、地域福祉推進課理事、
地域福祉推進課社会福祉係職員（2名）
障害者福祉課生活係職員（2名）

傍聴者：なし

議事：開会
議事

- 1 委嘱状の交付
- 2 委員自己紹介（資料1）
- 3 協議会の役割やスケジュールについて（資料2・3）
- 4 前回会議録について（資料4）
- 5 障害者計画・障害福祉計画（第4期）の進行管理について
（資料5～7）
- 6 障害福祉計画（第5期）策定について（資料8）
- 7 その他

資料：資料1 平成28年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿
資料2 府中市障害者計画推進協議会について
資料3 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案
資料4 平成27年度第3回協議会会議録（案）
資料5 進行管理の進め方
資料6 障害者計画 進行管理一覧表
資料7 障害福祉計画（第4期） 進行管理一覧表
資料8 障害福祉計画（第5期）策定のための調査について
資料9 資料6 障害者計画 進行管理一覧表 の追加資料

開会

事務局

本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。委員18名中13名にご出席いただいております。本協議会の定足数を満たしておりますので、ただ今より、平成28年度第1回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして進めさせていただきます。

議事

1 委嘱状の交付

事務局

次第の1「委嘱状の交付」でございますが、本来ならば、今年度新しく委員になられた方へ市長から直接お渡しすべきものでございますが、時間の都合もありますので、簡略化させていただき、机上にご用意をさせていただきました。ご確認のほどよろしくお願いたします。

2 委員自己紹介

事務局

次に、次第の2「委員の自己紹介」でございます。今年度より新しく委員になられた方がいらっしゃいますので、改めて委員の皆様には、着席順に自己紹介をお願いしたいと思います。なお、本日は、石見副会長、野村委員、飯嶋委員、酒井委員からご都合により欠席とのご連絡をいただいております。また、山口委員もまだお見えになっていないので、欠席されるかもしれません。

(委員自己紹介)

事務局

続けて、事務局からも自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

事務局

皆様、どうもありがとうございました。本年度もよろしくお願いたします。それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

(資料の確認)

それでは、ここから、会長に進行をお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。それでは、次第に従って進行して参ります前に、会議の公開にあたり、傍聴希望者に入室していただくという事ですが、本日は傍聴希望者がいらっしゃらないという事ですので、早速、お手元の次第に沿って、議事を進めて参ります。

3 協議会の役割やスケジュールについて

会長

議事の3番、協議会の役割やスケジュールについてになります。事務局からご説明をお願い致します。

事務局

(資料2、資料3について説明)

会長

何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

障害福祉計画(第4期)が終わるという事でそれに向けたアンケート調査内容等を後半に協議していくという事ですね。

4 前回会議録について

会長

それでは、続きまして、議事の4番、前回会議録について、事務局から説明をお願い致します。

事務局

(資料4について説明)

会長

ありがとうございます。会議録について、よろしいでしょうか。

委員

22ページ上から2人目の発言者名が違ってきます。必要であれば訂正していただければと思います。

会長

その他ございませんか。

(発言する者なし)

それでは、事務局は本会議録の公開手続をお願いいたします。

5 障害者計画・障害福祉計画（第4期）の進行管理について

会長

続いて、議事の5番、府中市障害者計画・障害福祉計画（第4期）の総合評価についてです。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

障害者計画の進行管理一覧表の様式なのですが、前計画から大幅に様式が変更となりましたので、進行管理の進め方についてご説明いたします。新たな障害者計画ではPDCAサイクルに基づく進行管理を行って参りますので、これまでとは、方法が変わりまして、事前に事業の目的、手段、方法を明確にした上で、事業の達成状況を確認し、当初の想定を検証していく事になります。PDCAサイクルのプロセスを繰り返すことにより事業の適正な推進に向けて事業の見直しや改善を継続的に行うことが可能となって参ります。

（資料5について説明）

会長

ありがとうございました。では、事務局の説明に対して、ご意見、ご質問等あればお願いいたします。

（発言する者なし）

会長

事業内容とか計画の良し悪し、そもそも論もついつい言いたくもなるのですが、それについては今回評価をするという事ではなく、事業内容に対しての評価をしていただきたいという事でございます。

会長

それでは早速、計画の進行管理に入りたいと思います。資料6につきまして、目標ごとに事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

まず、全体的なところでご説明をさせていただきたいのですが、今回、評価をしていくものは、障害者福祉課で担当している事業のみになります。今回とりまとめが間に合わなかった為、他の課が担当しているものについては次回の協議会で行わせていただきます。こちらの該当する項目なのですが色が付いているセルの部分が今回評価する事業になります。色が付いているセルの中でも複数の課が担当しているような事業がありますが、それについては障害者福祉課が担当している資料の部分を黒字にしてちょっと濃くしておりますので、薄くなっている文字のところは今回評価をしないということをお願いいたします。あとは今、障害者福祉課が担当している事業について評価を行うというふうにお伝えしたのですが、一部とりまとめが間に合わなかった事業もございまして、障害者福祉課が担当しているけれどもセルの色が付いていなくて文字が書いていないというような事業も所々あります。

それではまず目標ごとに区切ってというところなので、目標1の中の事業についてご説明させていただきます。

(事業番号1～16について説明)

会長

それでは目標1の各事業について何かご意見等があればお聞きします。

委員

今の説明にありました、番号9番サービス等利用計画を作成する事業所の拡大【新規】ということでご説明いただいたのですが、この内容については全く同じ内容が次の管理番号10番にも記載されていて、こちらは事業内容が相談支援専門員の育成・確保ということで、連絡会を開催したという旨が記載されているのですね。こちらの方はこの連絡会を開催して質の担保に繋がったというのは理解できるのですが、管理番号の9番については事業所の拡大というのが事業名なので、本来であれば事業所がどのくらい拡大したかっていうのを書くべきかと思いました。

会長

9番は、確かに事業所の拡大という事業名ですが、事業内容が適切なサービスの利用ができるよう支援を推進するということになっているからですかね。前段には参入を促進してというのは書いてはいるのですけれども、これが連絡会を毎月実施することでその目的が図れるのかというご質問です。事務局、お願いいたします。

事務局

事業所数については少しずつ増えていますので、それに対しての評価に変えさせていたきたいと考えております。

会長

では、この参加人数とか実施回数とかではなくて、事業所の数について評価内容を変えるということによろしいですね。

その他はございますか。

(発言する者なし)

会長

では、目標2について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(事業番号17～36について説明)

会長

とりまとめてない事業が多かったのですけれども、目標2について、何かありますか。

委員

ごめんなさい。目標1のところで言い忘れていて、4ページの番号11番、自立支援協議会のところなのですが、相談支援部会の開催日が入っていますが、もう1つ部会があったと思うので、そちらが抜けているのではないかと思います。

委員

相談支援に関する内容なので、相談支援部会についてのみ書いてあるのかと思います。

会長

その他ございますか。

委員

事前資料が届くのが大変遅かったので、先ほどの資料5の説明で事前に確認し、
っていうふうに書いてあるのですが、非常に確認の時間が短かったことを申しそえ
たいと思います。

12ページ、番号33番、就労移行支援のところ、A c t (改善)で「ニーズに
応じてサービスを継続していく。このサービスの伸び率は、障害のある方の一般企
業への就労の意欲の表れである。」という文章が書いてあるのですが、伸び率が分か
るのでしたら、ここに数字入れた方が説得力があると思いました。

会長

事務局いかがでしょうか。

事務局

伸び率ですが、事業担当者は把握していますので、確認して記載させていただきます。

委員

9ページの25番、通学時等の支援の検討というところで、該当者に対しサービ
スを実施したと書いてありますが、人数は分かりますか。

事務局

支給決定ということになりますので、件数の方は算出できると思いますので、確
認をいたします。

委員

12ページ以降から、いろいろサービスの部分が出てきますが、P l a n (計画)
が「サービスを実施」という表現になっていて、これはどういうお立場でこういう言
葉になっているのか。市の立場だと受給者証を発行するから決定するとかなんかそ
ういう言葉なのかなと。ちょっと違和感があったのですが、ご説明いただければ
と思います。

会長

「サービスを実施」という言葉が表現として適切なのかと、「支給決定した」とか
そういうようなものが望ましいということでしょうか。

委員

いえ、どうなのでしょう。

会長

実施主体ではあるので、問題ないかなとも思うのですが、事務局から何かお答え

出来ることありますか。

事務局

それぞれの担当で記入しているので、もう少しこちらでも内容について確認します。場合によっては、もう一度記入し直すことも考えてみます。

会長

表記の仕方について、もう一度検討するということです。よろしいでしょうか。その他ございますか。

(発言する者なし)

会長

それでは、目標3について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(事業番号37～89について説明)

会長

目標3について何かありますでしょうか。

委員

番号の62番と番号77番なのですが、事業内容は全然違いますが、Plan(計画)が「検討した」、Do(実行)も「検討した」でAct(改善)が「引き続き、検討していく。」なのですが、かたやCheck(評価)はかたや「 」かたや「 」って判断がいまひとつわかりづらいので、他の表現がほとんど同じなのになんで評価が「 」と「 」で分かれるのかちょっと疑問です。

会長

おそらく、77番の方は場所、委託先等について、具体的な検討内容が62番よりあったのかなと想像しますが、事務局から何かございますか。

事務局

会長がおっしゃっていたとおりで、77番の児童発達支援センターについては具体的などころまで進んできていて、62番の地域生活支援拠点の方は、いまひとつ具体的などころまで至ってなくて、評価の方はそれなりのものを付けさせていただいているところです。こういうような状況から「 」と「 」ということで分けさせていただきました。表現が同じなのでもう少しわかりやすいように、例えば具体的な検討が出来たので、「 」とかそういうように変えさせていただければなと思っております。

委員

提案なのですが、77番の方に関しては例えばDo(実行)のところ「委託先等について、具体的に実現に向けて検討した。」みたいに書いていただけるともうちょっとわかりやすいと思います。

会長

そうですね。77番の表記の仕方を少し検討していただければと思います。62

番の地域生活支援拠点については、国のモデル事業の結果が公表されています。各自治体も地域生活支援拠点に関してはどのような整備の仕方がいいのかというところで苦心されているところです。モデル事業の公表結果も踏まえて府中市でも検討されたらよろしいかなと思っております。

委員

2つありまして、1つは39番の東京都の重症心身障害児(者)の在宅レスパイト事業のことで、訪問看護ステーションが訪問看護中にお子さん、障害の方を預かるということだと思っておりますけれど、これの代わりに45番の短期入所に予算を付けたからそれで大丈夫というようなことだとしたら、45番の方にもう少し関連がわかるようなことを書いていただければよりわかりやすいと思えました。

もう1つが18ページの49番と50番ですけれど、自己負担助成の見直しがありました。これがなかなかホームページに出てこなくて、昨年度のことでしたが、周知は大丈夫だったのかなっていうのを、ちょっと計画の進行管理からずれるかもしれないんですが、教えていただければと思います。

会長

最初に39番ですね。短期入所事業の充実を図ったということが45番の短期入所のところで見えにくいんじゃないかという点。その点について、事務局、どうですか。

事務局

まず、在宅レスパイト事業ですが、実際に予算化しようと思ってもなかなか通らないところがあって、実施が出来なかったというのがあります。

その中で短期入所事業として市内の法人が新たに強度行動障害や医療的ケア対応も含めた短期入所が出来るということで、そこに対しては補助金と出すという形で実施出来たということで「 」と表記させていただいたところです。もう1つの45番の短期入所については従来からの自立支援給付の短期入所のところですので、あまり繋がりがあるとはいえませんので、載せてはしません。

次に補装具の自己負担助成見直しについての周知ですが、今まで受給されている方に対しては、こちらからダイレクトメールで見直し内容をお送りさせていただきました。それ以外にも、実は市の独自事業等でも見直しを実施しておりまして、色々させていただいている中では、そんなに混乱は無くしていると思います。

会長

ちょっと教えて下さい。先ほど39番の短期入所事業と45番の短期入所事業に、あまり関連性が無いというようなご説明だったのですが、39番で運営補助している短期入所事業者っていうのは通常の短期入所事業者とは違うという理解でよろしいですか。

事務局

通常の短期入所事業者ですと、自立支援給付費で運営していけるという認識です。

39番で備考欄に記載してあるのは、その給付費にプラスして市からの補助を出しているということです。通常短期入所ですと、日頃から入所施設的なところも備えているというところがあるとは思いますが、39番については、通所施設がなんとかして、医療的ケアを必要としている方や高次脳機能障害の方を短期入所として受け入れる為に、頑張っているというようなところですので、市として補助金を出して支援しているという状況です。

会長

なるほど。通常は医療的ケアが必要なお子さんとかを預かっている通所施設が、短期入所をした時の補助という理解でいいのですね。

委員

通常というのが、当然国の短期入所の事業をやっているということですよ。通所の事業所が短期入所をやると言ったら、短期入所の括りの基準を満たしていなければ出来ないはずなので、そこがよく分からないのですけれども通常通所をやっているところがそれをやったというのと、ただ短期入所を最初からやっているとこの違いが今の説明では私にはよく分かりませんでした。どちらにしたって短期入所の基準を満たさなければいけないのは同じではないかと思うのですけれども。

委員

すみません。僭越ですが補足致しますと、39番で言っている在宅レスパイト事業というのは、通常の短期入所事業が利用できない割と濃密な医療的ケアが必要な方に対して、訪問看護師が自宅に伺って、訪問看護師は3時間が限度なのですが、それは医療の分野で3時間なのですが、そうではなくこれは東京都の単独事業で、目安として1回4時間程度訪問看護師を派遣して、その間保護者は家にいなくて自由にその時間外に出掛けていいよという都単独の事業なのです。これは私どもの団体でも、府中市の方に実施してくださいという事をずっと事業が始まった時からお願いしています。何故かという例えば呼吸器をつけているとか酸素を使っているとかいう方が、通常の短期入所事業所では見てももらえないので、それならば自宅に来てでもちょっと見ていてもらえると、その間保護者は外に出られるという事業です。先ほど、おっしゃったのは、新しくできた事業所の短期入所事業で、今まで受け入れが難しかった強度行動障害の方であるとかある程度医療的ケアが必要な方にも対応できるような人員配置とか専門的な知識を持った人を支援員として配置するので、そこに重度加算を補助金として出している事業が始まったので、そこである程度これがカバーできるんじゃないかということで、たぶん備考を書かれたと思います。ただそこにも行かれないような、なかなか家から出ることが難しいような在宅の重度障害者の方にとっては、やっぱりこの在宅レスパイト事業は必要性があると思いますので、28年度以降もぜひ実現に向けて府中市としては努力していただきたいというふうに思います。

会長

そうなるとやっぱり39番と先ほどの45番、委員が最初に質問したところが、やっぱり関連性があるっていう事ですかね。そういう理解でいいですか。

委員

関連性あるといえはありますよね。

委員

39番の備考欄に書かれている運営費補助の交付というのは、むしろ45番の事業に対しての事ですよね。そういうことですよ。だから備考欄に書いてあることは39番というより45番に対して書いた方が適切かなというふうに、今のご説明では私は理解できたのですけれども。そもそも別事業で、都の事業で給付事業じゃないっていうこと前提なので、それはそれでやっていますということで、45番の国の給付事業を実施して尚且つなかなか通常で受け入れられない医ケアの人にやる場合には、交付している別の補助金もありますよっていうことを45番の備考で書いた方が、事業の説明としては分かりやすいのではないかと思いましたが、どうでしょう。

委員

短期入所とレスパイトっていう、そもそもの言葉の意味で遡って検討した時に、短期入所っていうのは両方の意味合いがあるわけです。ですから介護される人と介護する人の為の入所っていう両方の理由で、入所っていうことなのですね。レスパイトっていうのは、そもそもは介護者の休養の為の事業なのですよ。日本ではちょっと混乱して使われているのでということなのですけど。だからそもそもの意味で言うと、39番のところに、この備考が書いてあるっていうことは意味のあることだと思います。

会長

はい。私も39番に書くこと自体は別に妨げないのかなって思いますけれども、45番との関連性のところで、そこに関して関連性が無いっていうことだったのですけれども短期入所事業者運営費補助をしているっていうことであれば関連性があるってことですので。45番の方にも書くべきじゃないかということだと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

事務局

どこの短期入所事業所にも助成できる性質の補助金ではないので、45番には記載しておりませんでした。先ほど委員から補足いただいたので本当に有り難かったのですが、なかなか強度行動障害の方であるとか医ケアの方は対応が難しく、事例を出しますと、平成27年度からみずきの方で緊急一時をやってはいただいているのですが、そこではみずきでさえも夜間の医ケア対応ができていないような状況がありまして、そうは言っても短期入所が必要だという中、市内の事業所でやっていただけたところがあり、ぜひとも何かしら支援ができるようにということで運営

費補助金というかたちで補助を出しているところなのですね。39番の備考、先ほど委員からも45番の方が適切ではないかと意見がありましたが、こちらとしては、レスパイトに関連するものとして記載するのが適切かと考えております。

会長

どうなのでしょう。もう一回、聞きたいのですが、運営費補助が出ている短期入所事業者というのは45番の短期入所事業者と一部同一なのですよ。

事務局

同一です。

会長

でも希望したところ全部に運営費補助を差し上げるということが出来ないの、ここに書きづらいということですね。一部条件を満たしたところのみ運営費補助しているということなので、書いてもいいんじゃないかという気がしたのですけれども書いてしまうとうちもやりますというところが出るからということですかね。

だからなぜ書けないのかというところが理解できてないのですけれども、どういうことなのですか。

事務局

39番の備考に記載されている補助金を予算取りするにあたっては市の中では一部会、二部会というのがございまして、一部会では却下されました。二部会で最終的に判断されたのですけれども、そこでも歴代の障害者福祉課関係の方々や私も話をさせていただいて、必要性を訴えまして認めてもらった経緯がございまして、なかなか予算として認められるのが難しいという現状があります。なので、新たな短期入所事業所に対して出来るかどうかというところが分からないので、45番に記載するのはどうかというところがあります。担当課としては当然増やしていければいいのですが、なかなか難しいというのが状況としてあります。

委員

同じ条件で同じような重度の障害を持った人を受け入れているのであれば同じお金を出さないとそれはおかしい。1つの事業所だけに補助金を出して、同じことをやっているもう一方の事業所には出さないということになったら当然おかしいわけであって。片方の事業所は重度の人は受けられなくて、もう片方の事業所はそういう重度の人を受けているというのであれば当然補助金を付けてもいいなと思うのですけど、同じことをやっている事業所に差を付けてしまうのは良くないですよ。

会長

そこはおかしいとまでは言えなくて、国の報酬であればもちろん条件を満たしていれば、基準を満たしていれば同じ金額が出るのはその通りなのですが、これ市の単独補助で予算事業になるので、予算の範囲内で施行するということになるのですよ。だから他に付けたから他に付けないとおかしいまでは言えない事業ですよ。

事務局

会長に補足していただいたとおり、市の財源にも限りがございますので、当課から要望はしてはいるのですが、なかなか予算が通らないという現状があります。なので、いろいろ条件を見ていく中で見直しが出来るところについては見直しをさせていただいて、なるべく他の法人も出せるものであれば出しては行きたいという気持ちはあるのですが、それが叶わないという可能性もあります。次にまた同じような法人が出てきた場合、当課としては当然補助金を出す方向で要望していくこととなりますが、この計画の評価を見たときに必ず補助金が出るものと受け取られて、いざやってみただけで予算が取れなかったということがあり得るのですね。そこは、当課としては状況を説明はして、要望していくのですけれどもなかなか認められないというような現状があります。

委員

市の補助金事業だから差がついてしまう現状はしかたのないことなのかもしれないけど、同じことをやっていると、補助金が出る場所と出ない場所があるというのは、一般的に考えたら、疑問に思うのが当たり前だと思います。確かに府中市のお金があるかないかってことで補助ができるかどうか決まってしまうことになるのかもしれないけど、そのような補助金を出しているということを公表できないということは自治体として問題ではないですか。

会長

はい。僕も最初そう思って、異議を呈してしまったのですが、お話を聞いている中で自分なりに整理ができました。45番の短期入所というのはあくまでもこれは自立支援給付と括弧で書いてあるように国の報酬で決められた分についてのサービスを実施したという内容になっていて、39番については先ほどから出ている訪問看護が3時間、4時間と付いて母親がその間外出するなどの在宅レスパイト事業の実施を図りたいというのがまずは第1目標だったのですけれども、これが府中市の予算獲得の中でなかなか通らない。で、その代わりにということである特定の法人、事業者が短期入所事業をやっているところに医療的ケアが必要な方を預かった場合の運営費補助を出してその代わりとしているとだからここに書いていて、45番に書いてない。あくまでも在宅レスパイト事業の補完をするための備考欄になっている。たぶんそういう仕切りの中で45番には書かずに、39番の在宅レスパイト事業の補完事業として備考のところに書いてあるというふうな今までの流れの中で理解を僕はしたのですけれども、やはり45番に書くべきだということか、僕の説明の通りに39番に書いておけばこれでいいんじゃないかというところを少し議論したいというところですが、いかがでしょう。

委員

今のお話で会長のおっしゃることがよくわかりました。法内事業はきちっとした法内事業としてされるべきだと思うのですね。市の単独事業って入り口が違うと思

うのです。本当に経営プランの中にきちっと計画が立てられて、この事業、市の単独事業を使うにはやはり入り口が違ったり、アセスメントが違ったりという判断するところが違うのではないかと。センターでも緊急一時入所事業を行っていますけれども、やはりちょっと法内とはまた違う対象者ですし、ニーズも違いますのでそういう切り分けの中からすると法内とは切り分けた表記をされていた方がわかりやすいかと。

委員

会長の話されていた法内事業と単独補助の違いについてはとてもよく分かる話ではありますね。それにしてもやっぱり私は45番にも書いてもいいのではないかと。いうふうな印象を持っていて、給付の事業なのだけれども、それに対しても補助を出している事もあるというか、出した実績もあるというのが、まさに備考欄に書いて然るべき事じゃないかというふうに思いますし。39番のところにレスパイト事業の実施の代わりにそういうことをやっているという意味で、備考欄にそのまま残すというのも今の説明で筋が通ったものだと私は思ったのですが、それと同時にやはり45番のところにも、この事業に対してこのような理由で補助をしている実績があるという事を備考欄に書くというのも、それも同じようにしていいんじゃないかと思ったので、私は両方に書いておいていいんじゃないかというふうに今の説明で思いました。

委員

やはり45番と39番の目的が全然違うのかなと思っていて、先ほどの在宅でヘルパーをつけてその間にレスパイトするというのはまさにレスパイト機能なのであって、それを短期入所とは絶対に言わないのですね。だって自宅にいるのですから。だからその事を備考欄の45番に書いてしまうと、短期入所っていう概念が崩れてしまうというか、やはりおかしな事になると思うというのが1点です。2点目に、45番のCheck(評価)は「 」なのですね。だから、備考欄に書く必要は必ずしも無い。39番は「×」なので、「×」だけど何もやってないわけではなく、こういう事はやっているという事を備考欄に書いているわけなので、備考の使い方としては、39番の方が正しいのではないかと。ということで、45番には書くべきではないのではないかと思います。

委員

45番に書かないというお考えがあるのは分かりましたし、それはそれで納得できるのですが、書かないとしたら39番のこの文章では全く分からないのです。なので、これだけお話ししてようやく分かるというところなので、もう少し分かるように書き直していただければと思います。

会長

その他、いかがでしょう。

委員

イメージとしては、短期入所の方に重度の人が入れないっていうものを改善したっていう風に、僕は思っていて、もちろん39番の改善にも当然なっちはいるのだろうけど、制度としては、短期入所の制度の改善をしたのだと思うんですね。だから本来はやはり45番の評価が「 」というところを「 」にしてこんな改善をしてみましたにしてみてもいいのかなとは思いますが。ただこの評価のつけ方がそもそもやっていたら「 」という事なので、それも難しいのかとは思っただけ。改善されているのは、こっちの短期入所の方も改善されているっていうことだとは思いますが。

会長

今の委員のご発言に対して、私も疑問がわいたので事務局に聞きたいのですけれども、先ほどの39番に書いてある短期入所事業の運営補助金の支出なのですから、今、特定の事業者1か所に出して、先ほど言ったように在宅レスパイトの代わりだと、補完だという事で、ただこれを在宅レスパイトの事業がなかなか通らないので、短期入所の運営補助というのも少し今後拡大していく予定があるのか、それともここはあくまでも繋ぎで本丸は在宅レスパイトを実施するという、方向性としてはどっちなのだろうっていうのがお聞きしたいです。

事務局

方向性としては在宅レスパイト事業の予算を獲得していく方です。あと、この事業所に対しての補助金については、在宅レスパイトの予算が取れたからといって無くすとかいう事は考えておりません。安定した運営ができるようにというところでは、継続していくという事を考えています。

会長

今、ここは意見が割れるっていうのは何なのかっていうと、やはり医療的ケアの必要な重度に限らず障害者もそうですけれども、非常に在宅の中で過酷な暮らしをされていて、ここ何とかしないといけないっていう想いが非常に強いところなのだろうと思っています。その中で市としても在宅レスパイトの予算確保を目指しつつ、取れない時のこの運営補助もやりつつということで、非常にそこらへん対応しようとしているところの方が分かるわけです。さらにもっとプラスして言えば、通常この短期入所の事業の中においても、もっともっと拡大をしてほしいっていう想いが今の45番にも書くべきだっていうところでのご意見になっているのだろうと考えます。市としての予算の使い方を考えた時には、45番に書かずに39番で収めたいっていうところも行政的には非常に良く分かる所。事業者や障害者の地域の暮らしを考えれば、45番にも書くべきっていうところ。ここが争点じゃないのですけれども、意見が出ているということで、両方正しいような感じがしていますね。これをどうするかなんですけれども短期入所についてはそういうニーズが強いっていうところは、市としても認識いただきつつ、書き方っていうところはやはり少し工夫していただくのかなというところで。今までの議論の流れから僕の意見

を言うと、今回は(自立支援給付)と限定した書き方もしているものですから、45番についてやはりなかなか書きづらい。その代り39番の備考欄でもう少し分かりやすく、市は何を目指しているのかっていうところをきちんと書いていただくというところではいかがかなと思います。

他にございますか。

委員

24ページの番号69番の地域移行支援と地域定着支援のところで、D o(実行)の実利用人数6人となっていますが、これは地域移行と地域定着の別々の給付になりますので、それぞれの数が分かるはずだと思いますので、合算で6人ではなくて地域移行の数と地域定着の数をそれぞれ掲載していただく方がいいんじゃないかと思っています。あとは、本当は施設入所の方に対する支援の数と精神科病院に通ったりする人の数とかもさらに出せるともっといいかなとは思っているのですが、それは計画の中に入っていない事になっちゃうかもしれませんが、そういった細かい数を出していただけるといいなと思っています。

事務局

今、委員の方からおっしゃられたように改善させていただければと思います。

委員

22ページの緊急一時保護事業、61番なのですが、心身障害者福祉センターで緊急一時保護事業ではなく入所事業で、ここらへんがたぶん先ほどの対応が出ているものだと思います。このきちとした説明をしておいた方がいいのではないかなと思います。

会長

一時保護事業、少し説明加えていただけますか。

委員

たぶん先ほどの話のあったのは、このことではないですか。

会長

の緊急一時保護事業が先ほどの短期入所の事業だったのかと。個別の事業かということですか。

事務局

ここの計画を立てる段階で医ケアも含めた緊急一時保護事業について検討しますというところは、これはもう心障センターの緊急一時のところを指しています。みずきについてはこの計画を立てる段階ではまだ他市では実施していたのですが、本市では実施出来なかったのが、保護者と利用者の方からの要望があり、みずきでは実施する用意があったのですが、ここでもやはり医ケア対応というのが出来ていないという状況があります。先ほどの短期入所については通常の自立支援給付の中の短期入所の中でやっているのですが、重度の方に医ケア対応はお年寄りよりも人件費が割かれるのでそのための運営費補助を行っているというところで、ニュー

ンス的にはこれは本当に検討していかないといけないところなのですけれども、ちょっと違うかなという気がしております。

会長

ニュアンス的に違うというところですが、いろんなところでこの事業をやっているというところなのではないでしょうか。

事務局

通常ですね、短期入所で法内のものがあります。これは市内の方へいくつかあるのですけれどもそれとはまた別に市独自事業ということでやっているものがあり、以前から心障センターで緊急一時入所事業というのを行っています。加えて平成27年の4月からみずきで同じように緊急一時保護事業をやらせていただいているというところで、昔からある心障センターについては医ケア対応が出来ないので、医ケア対応出来るようにやってほしいというようなことを利用者の方からは言われ続けている中で、計画の中ではそういう市の独自事業ではあるのですけれどもそこでも医ケア対応出来るように検討していきますよというふうな意味合いで立てさせていただいたというふうに記憶しております。みずきについては通常医ケア対応も日中の通所のところでは出来ているので夜間もやれなくはないのですが、その分費用が上がってしまうとか市の独自事業ではあるのですけれども府中市だけでやっているわけではなくて、三鷹市、調布市、府中市、狛江市も含めてこの3市で行っている緊急一時保護事業なので、3市が3市とも同じ考えであればそこは解決出来るだろうと思うのですが、なかなか3市の懐具合というのがありまして進んでいないというような現状です。

会長

こちらも予算が出来れば実現していけばいいなというところですかね。引き続きお願いしたいというところです。

委員

24ページの67番ですが、備考欄のところに「28年度より所得要件の見直しを行う。」と書いてあるのですけれどもこれは要件を緩和するのか、逆なのかというのが気になりまして、緩和するなら緩和するとかそういうふうにした方がいいのかなというふうに思いました。

事務局

緩和ではなく、厳しくするという方なのです。非課税の方は変わらないのですけれども、ある程度所得のある方に対しては制限を厳しくしました。なので、平成28年度より所得要件制限を強化した等の表現にするかももう一回検討させていただき、わかりやすいように変えさせていただければと思っております。

会長

他にありますか。

(発言する者なし)

事務局

それでは、目標の4番について説明させていただきます。

(事業番号90～111について説明)

会長

はい。ただ今のご説明につきましてご意見、ご質問があればお願いします。

委員

今のご説明があった番号106番の「障害」の「害」の字なのですが、これよくいろんなところでテーマにはなっていると思うのですが、平成27年度に検討して法律に基づいて「害」の字にしたということで、Do(実施)、Check(評価)も「 」なんですけど、この後どういう形で検討していくのか、検討の必要があるのか、必要があるんだったらどういう形で検討するのかというのがちょっと見えないので、もしもそれでプランがあるようでしたら備考欄に書いていただくといいかなと思いました。

委員

そこ私も同じ106番についてなんですけど、その場で検討してその「障害」と表記したということはいいですけれども、その検討した内容をもうちょっとやっぱり説明を必要なのではないかということと、どこで誰がっていうのも改めてちゃんと書く必要があるんじゃないかとは思っていますよ。どのような議論の結果こうなったということをもう少し記載する必要はあるんじゃないかと思います。

会長

はい。検討の経緯とその今後の検討の中身ですかね、事務局なにかご発言ありますか。

事務局

実際には、いろんな他の部署も含めてそうなのですが、府中市のスタンスとしては法律に載っている用語を使っている状況です。検討した内容的には今までの慣例もあるのですが、備考欄にもし書くとすれば、国等で、法律改正により「害」の字が変更になったときには、その字を使用するようにしていくというような文章になるのかなと考えております。

委員

個人的になのですが、法律に基づいているから漢字にしたということがあまり積極的ではないんじゃないかと思っていて。もし検討した結果、法律が漢字だから府中市もその法律なのだから漢字にしようっていうことであるならば、もうちょっと検討した方がいいかなと思います。私は個人的には漢字で表記する方が良いと思っている派なのですが、府中市はもっと主体的な意思に基づいて、漢字にするんだと社会モデルだから漢字なんだっていうふうにしてくれるのだったらそれでいいの

だけど、法律だからねって、じゃあ法律が精神薄弱だったら、ずっと精神薄弱を府中市は使い続けますっていう、法律に基づいてというのが唯一の理由だとしたら、あまり積極的ではないのかなというふうには思います。

会長

かつて「障害」の「害」の字の表記については巷でかなり「害」を平仮名にすべきじゃないかとか、「害」を昔の旧字体に戻すべきではないかとか、そもそも「障害」って表記はやめて「チャレンジド」にするべきではないかとか、様々な意見がありました。これについて障害者制度改革推進協議会で国の会議でも話題にして、初めてこの時に国として「障害」の表記について検討したのです。内閣府において、それについて意見を戦わせた結果、それにかわるものを今、早急に決めるべきではないという結論が出てこれまで通りの「障害」を使うという経緯がございます。国が検討を始める前に自治体として「害」の字を平仮名にしようかということばつばつと現れてきていて、それで定めたっていうところがいくつかあって、おそらく国が検討した後、自治体独自で決めたところはないんじゃないかなと思うのです。国が検討を始めて現時点ではこのまま「障害」とすると決めたっていうようなところで自治体としては非常に重く受け止めていて、そこは国に従おうというふうになってしまっているのだらうと推測します。この表記について、ある自治体では「害」が平仮名で、国の法的には「害」は漢字で、団体は「害」は旧字体を使っているとかっていう、このばらつきっていうのも行政的には大変なところだと思っています。個人的には法律に沿って表記を合わせるのは自治体の判断としてはあり得るっていうふうには思っていて、現時点で国がそれで行くってところに自治体もそれに合わせるっていうことは妥当かなと思います。今後の検討についてはまた国がそれは改めるっていうふうなところ、またその「害」の字の表記について様々な意見がこう盛り上がってきたところでまた検討をしていくってところがあるにしても現時点ではちょっと落ち着いているところなのかなっていうのが僕の印象であり全体的な意見ですね。

委員

私は、「障害」の「害」は別に皆さんに害を与えているという意味ではなく、本人が一番困っているという意味だと思っています。健常者の人たちは、「害」を片仮名にしないで、他の字を使いなさいと言うのですが、私は「障害」の「害」というのは皆さんに害を与えているのではないと思うのです。だからそれをちょっと誤解しているんじゃないかなと思います。

会長

まさにそういう議論があるのですね。
その他ございますか。

(発言する者なし)

会長

それでは続いて資料6の最後のページ、重点施策の進捗状況について説明をお願いいたします。

事務局

(資料6について説明)

会長

何かございますか。

(発言する者なし)

会長

それでは、資料7についてよろしく申し上げます。

事務局

(資料7について説明)

会長

資料7について、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

事務局

補足で少し説明をさせていただきます。(2)日中活動系サービス等で、例えば、生活介護のサービス量、単位が「人日」となっているところの数値の持っている内容なのですが、こちらにつきましては、ひと月の間に利用されたそれぞれの利用者さんが通所した日数の合計日数がこちらに記載されております。例えば実績で申し上げますと、生活介護の実績実利用者数が508人と数字が入っていますが、人日の実績が9,825日という日数になっております。これは、その508人の方がひと月に使った日数を合計した日数になります。平均しますと、一人18日ぐらい利用されているということになります。

事務局

補足いたします。地域生活支援事業以外の施設数についてですが、こちらは、平成27年3月の計画、実績が記載されていて、1ヶ月当たりの数値となっております。

会長

年度の最後の時期ですね。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

会長

本日、実績が提示されていない所については、次回の会議で提示があるという事

です。

6 障害福祉計画（第5期）策定について

会長

続いて議事の6番、障害福祉計画（第5期）の策定についてです。まず、資料8について事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

次期障害福祉計画を策定するためにアンケートの調査を行う予定になっております。具体的なアンケートの内容等については、今年度の第3回の会議で行う予定になっていますが、今回は簡単に概要を説明させていただきます。

（ 資料8 について説明 ）

本来であれば障害当事者へアンケートの調査を実施することが望ましいところで、実際に今の計画（第4期）の計画では、障害者計画と一緒に策定しましたので、大々的にアンケート調査を行っておりまして、市内の障害ある方、障害者手帳をお持ちの方を無作為に抽出し、アンケート調査を行いました。今回、第5期を策定する時期には、当事者へのアンケートは実施をしない方向で検討しております。理由としましては、本協議会の委員に公募市民および地域の関係機関の代表である自立支援協議会の正副会長が含まれておりますので、そこで市民の方が意見を取り上げて計画に反映させるということ、あとは障害福祉計画なのですが、主に成果目標やサービス供給量に関する計画ですので、ご説明差し上げたアンケートのみで実施をさせていただきたいと考えております。3番の調査内容ですが、この資料の後ろに参考資料として、第4期策定時に行ったアンケートを添付しております。アンケートの内容と回答結果を集計したものも入っているようなものになっています。細かい内容については、また第3回でということになりますが、概要について検討をよろしく申し上げます。

会長

資料の2にあるように、今回の障害福祉計画の策定については、障害者計画とは、一体になっていなくて障害福祉計画のみの策定ということで、住民全体へのアンケートということではなくて、障害者団体、障害福祉サービスの事業所へのアンケートのみにしたいということです。

障害者団体、家族会、あるいは障害福祉サービスの事業所の立場からでもご意見等あれば、よろしく申し上げます。

（ 発言する者なし ）

会長

今回は内容というよりもこの調査の進め方についての議論ということなのですが、れどもよろしいでしょうか。

委員

なかなか当事者とか、市民の意見を吸い上げるにあたって、この協議会の委員として公募市民2人と自立支援協議会の正副会長で出ているという事が理由に挙げられているのですが、この4人でそれが果たして網羅出来るのかという点と甚だ疑問があります。自立支援協議会で求められるデータについて、なるべく集約をしたいとは思いますが、それでも全てが網羅出来るとはとても思えませんので、例えば発達障害の方であるとか手帳を持たない方たちの意見をどうやって吸い上げるのか、例えば手帳を持たない方だと市内の障害者福祉団体にたぶん入っていらっしゃるにせよ、その方たちのニーズを把握するのがなかなか難しいかなと思っております。郵送料金等がかかって、大規模調査が難しいということであれば、例えば府中市のホームページ上でアンケートをする等も考えてはいかがかなと思います。

事務局

目から鱗なところがあって、確かにホームページでアンケートを取れば比較的多くの方からご意見はいただけると思います。参考にさせていただきます。また難病の方等、手帳を持たない方についても検討出来ればなと思います。

会長

はい。その他はございますか。

(発言する者なし)

会長

難病の方とかだと保健所の方の意見も少しヒアリングするとかということも考えられるのですかね。どうでしょう。

事務局

本日はお休みですが、保健所の委員の方もいらっしゃるもので、この計画の中でご意見としては出てくるかなと思います。また市内の障害者福祉団体ということで当事者団体の中にパーキンソン病友の会とかそういう自立支援協議会の方にも委員として参加していただいておりますのでそこも把握出来ると思うのですが、難病が団体としてはパーキンソン病のみというところは数としては少ないというのは正直ありますので、広い意味でご意見をいただくのであればやはりホームページというのは本当に有用になるという気がしています。

会長

その他ございますか。

(発言する者なし)

会長

それでは、この資料8の進め方についてはホームページ上でのアンケートについても検討するところを付け加えたところで、概ねお認めいただいたということで次に参りたいと思います。

委員

最後に質問なのですが、資料6と資料7の関係なのですが、それぞれ表題が若干違っておりますし、資料6の24ページの番号69番と資料7の3ページ(4)の地域移行支援、地域定着支援の実績の人数が資料7の方はそれぞれ実績が地域移行支援は1、地域定着支援は2となっていて、資料6の方の実績は両方合わせて実利用人数が6人となっています。この資料の見方を教えていただきたいです。

事務局

資料7の方は3月のみの数値を出していますので、数字に違いが出ています。

委員

資料6の3から4ページ、番号9と10なのですが、サービス等利用計画を作成する事業所の拡大というのと相談支援専門員の育成・確保という2つの項目のところでAct(改善)のところに「委託相談事業所と連携した連絡会を実施する。また、業者主体で連絡会を運営できるよう実施方法を見直す。」とそれぞれのActのところに同じように書かれていますが、10番の相談支援専門員の育成・確保については確かにこの連絡会の参加している事業所が主体的にやっていくということでこのActの内容でいいのかなと思っているのですけれど、9番は事業内容が「すべての障害福祉サービス利用者に対し、計画が作成され、適切なサービスの利用ができるよう支援を推進します。」となっていて、これはどちらかという市が主導してもっとそれぞれの事業所の方に計画作成の全体の指針みたいなものを示すことが必要なのではないかと思うような場面もあるものですから9番と10番では両方とも連絡会を業者主体でという方法だけではなく、9番で言うと逆に市の方から計画の作成をどのようなペースで進めていくかというようなことを連絡会に対して提示するという逆の改善策が必要なんじゃないかと思ひまして、ご検討いただければと思います。

会長

9番については先ほどの意見で全面的にちょっと書き方を見直すというところが出ましたので、今の委員の観点もぜひ入れていただければと思います。

7 その他

会長

では最後に次第の7番、その他について、委員の皆さまから何かございますか。

(発言する者なし)

事務局

(事務連絡)

会長

これをもって本日の会議は終了いたします。皆さま、お疲れ様でございました。